

【表紙】	
【提出書類】	大量保有報告書
【根拠条文】	法第27条の23第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	瀧澤 信也
【住所又は本店所在地】	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号虎ノ門タワーズオフィス17階
【報告義務発生日】	令和8年3月3日
【提出日】	令和8年3月10日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	1
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社山善
証券コード	8051
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所（プライム市場）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

（1）【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（ケイマン諸島法人）
氏名又は名称	エーピーピーエスフォー・インベストメント・インク（AP PS IV Investment, Inc.）
住所又は本店所在地	英領ケイマン諸島 KY1-9008、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、190 エルジン・アベニュー
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	令和7年10月10日
代表者氏名	ダグラス・R・ストリンガー（Douglas R. Stringer）
代表者役職	ダイレクター（Director）
事業内容	投資事業組合財産の運用及び管理

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	株式会社アドバンテッジパートナーズ 安藤 孝志
電話番号	03-6375-8017

（2）【保有目的】

純投資

（3）【重要提案行為等】

該当事項なし

（４）【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）			
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I 18,132,800
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q 18,132,800
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T 18,132,800		
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U 18,132,800		

②【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （令和7年11月12日現在）	V 95,305,435
上記提出者の株券等保有割合（％） （T/（U+V）×100）	15.98
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）	

（５）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
令和8年3月3日	新株予約権付社債券（第1回無担保転換社債型新株予約権付社債）	18,132,800	15.98	市場外	取得	第三者割当（新株予約権付社債1個当たり571,000,000円）

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は、AP PS IV S1, L.P.のジェネラルパートナーとして保有しております。

提出者は、発行者との間で、株式会社山善第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（目的となる株式数18,132,800株（報告義務発生日時点）。以下「本新株予約権付社債」といい、その新株予約権部分を「本新株予約権」といいます。）に係る引受契約（以下「本引受契約」といいます。）を締結しており、①提出者は、本新株予約権付社債の発行要項の定めにかかわらず、本引受契約に定める一定の場合を除き、本新株予約権付社債の発行要項に定める自動行使型の現金決済条項による本新株予約権付社債の取得及び本新株予約権の行使による本新株予約権付社債の転換の対象となる本新株予約権付社債の累計の社債の口数が、(1)令和8年3月4日から令和9年3月3日までの期間は0口を、(2)令和9年3月4日から令和10年3月3日までの期間は17口を、(3)令和10年3月4日から令和11年3月3日までの期間は33口を、(4)令和11年3月4日から令和13年2月27日までの期間は49口を、それぞれ超えることとなるような本新株予約権の行使請求の意向に係る通知又は本新株予約権付社債の転換はしない旨、②提出者は、令和8年3月4日から令和13年1月6日までの間、本新株予約権を行使しようとする場合には、事前に、発行者に対して、その行使請求に係る意向を通知する旨、並びに③提出者は、原則として、本新株予約権の行使請求の意向に係る通知又は本新株予約権付社債の転換をしようとする日において、当該日の前取引日における発行者普通株式の普通取引の終値（当該日の前取引日に終値がない場合には、当該日に先立つ直近の取引日における終値）が、本新株予約権の行使請求の意向に係る通知又は本新株予約権付社債の転換をしようとする日において有効な転換価額に1.2を乗じて得た金額（1円未満は切り捨てる。）を下回る場合には、本新株予約権の行使請求の意向に係る通知又は本新株予約権付社債の転換をしない旨、を合意しております。

また、提出者は、株式会社三井住友銀行及び株式会社三菱UFJ銀行との間で担保転換社債に対する担保契約を締結しております（担保転換社債は、株式会社山善第1回無担保転換社債型新株予約権付社債券であり、担保権の対象となる新株予約権付社債券の数量は額面23,411百万円相当です）。

さらに、提出者は、本新株予約権付社債の転換又は発行会社による取得により引受人に交付された株式を取引所金融商品市場外取引（但し、公開買付けに対する応募（発行会社が反対の意見表明を行った公開買付けに対する応募は除く。）及び公開買付けに係るスクイズアウトにおける売却、並びにPTS取引及び立会外取引等売却先を特定できない取引は除く。）において譲渡する場合、発行者の事前の書面による承諾なく、一定の禁止譲渡先に対する譲渡又は発行者に支配権変動事由（特定株主グループ（発行者の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。））の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。）が50%超となる場合）を生じさせるような譲渡を行わないものとする旨を合意しております。

(7) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (W) (千円)	
借入金額計 (X) (千円)	23,000,000
その他金額計 (Y) (千円)	5,006,979
上記 (Y) の内訳	提出者がジェネラルパートナーを務めるAP PS IV S1, L.P.への出資金
取得資金合計 (千円) (W+X+Y)	28,006,979

② 【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 (千円)
株式会社三井住友銀行（船場法人営業部）	銀行	吉住 利秀	大阪府大阪市中央区博労町3-5-1御堂筋グランタワー8階	2	12,000,000
株式会社三菱UFJ銀行（営業本部 大阪営業第二部）	銀行	肥口 貴洋	大阪府大阪市中央区伏見町3-5-6	2	11,000,000

③ 【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地
---------	-------	-----

該当事項なし		
--------	--	--